

新型コロナウイルス：スイスにおける追加の症例について

【ポイント】

- スイス連邦内務省保健局は、2月27日午前、スイス国内で新型コロナウイルス感染者がさらに3人発生したと発表しました。
- 新たな感染者は、ジュネーブ州で1人、グラウビュンデン州で2人。
- スイス国内での新型コロナウイルス感染者は、1例目と合わせて合計4人。

1. スイス連邦内務省保健局は、2月27日午前、ホームページにおいてスイス国内で新型コロナウイルス感染者がさらに3人発生したと発表しました。
2. 新たな感染者は、ジュネーブ州で1人、グラウビュンデン州で2人、ジュネーブ州の1人は、数日前にイタリア・ミラノからスイスに帰国したとのことです。
3. 3人全員が医療機関に入院し、隔離措置の上治療を受けており、容態は良好とのことです。
4. スイス国内での新型コロナウイルス感染者は、1例目と合わせて合計4人となっています。
5. 現時点において、スイス連邦政府は、空港における水際での措置などは導入しているが、在留邦人の皆様におかれましては、新型コロナウイルスに関し、以下のウェブサイト等を参考に常に最新情報の収集及び感染予防に努めてください。

日本国 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

日本国 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

スイス連邦内務省保健局ホームページ（ドイツ語）

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov.html>

6. 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一に備え家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え必ず在留届を提出してください。

（ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html> ）

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を隨時受

けとれるよう外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4475

○海外安全ホームページ

(PC版・スマートフォン版) <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(モバイル版) <http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

(現地在外公館連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

○在ジュネーブ領事事務所

電話：022 716 9900

Fax : 022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp